

## 告 示

### 埼玉県告示第百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年一月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
NPO法人カローレ
- 三 代表者の氏名  
細田 勝実
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県鶴ヶ島市上広谷四二六番四
- 五 定款に記載された目的  
この会は、会員の協同互助による運営を基本とし、保育を必要とする小学校の児童の、豊かで安全な放課後の生活の場を築くとともに、地域の人々と協力し、すべての子どもたちのため、また障がいのある人や高齢者等、援助や支援を必要とする人々のため、豊かで思いやりのある地域社会の確立を図ることを目的とする。